

「女性が輝く社会」の実現に関する意見書

政府は、女性の活躍を成長戦略の柱の一つとし、「2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%」とする目標を掲げ、「女性活躍担当大臣」を新設した。

また、先の臨時国会に提出された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」において、国や地方自治体に加え、一定規模の企業・団体に対し、女性管理職の割合や女性の採用比率、勤続年数などを把握し、改善すべき事項に関しての数値目標を含む行動計画を定めて、公表を義務付けることとした。

今後、わが国が世界で最も「女性が輝く社会」を実現するには、こうした取り組みを確実に進めていかなければならない。

よって、国会及び政府においては、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 指導的地位に占める女性の割合に係る目標について、民間に先駆けて国や地方自治体が率先して取り組み、毎年その進捗状況を発表すること。
- 2 女性の職場復帰や起業等の支援など、女性が働きやすい環境整備のための支援措置を創設すること。
- 3 家庭と仕事を両立できるよう、育児・介護休業制度の抜本的見直しや、放課後子ども総合プランを着実に実施するほか、男女間の賃金格差の実質的解消のため、必要な措置を早急に講じること。
- 4 働く女性が妊娠・出産を理由に受ける「マタニティー・ハラスメント（マタハラ）」の撲滅に向け、企業などに対し、行動計画の策定を義務付けること。
- 5 子ども・子育て環境の充実に向けて予算・税制を抜本的に見直すこと。
- 6 「女性の健康の包括的支援に関する法律案」の制定、女性特有の疾病予防、不妊治療・不育症への助成など、幅広い支援を一層拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年（2014年）12月11日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、
女性活躍担当大臣

（提出者）自民党・市民会議、民主党・市民連合、公明党、日本共産党、
市民ネットワーク北海道及び改革所属議員全員並びに
みんなの党木村彰男議員